

84 「社会教育の概念／定義」の錯綜（不整合）に、どう向き合えばよいのか?!

堂本 彰夫

(1) ある論稿を読んで！「社会教育のエッセンス」ではあるが、現実には、なかなか論議されない?!

今回もまた、雑誌『(大判) 社会教育』(2021年6月号)の記事(論稿)に触発されてであるが、「社会教育の概念／定義」の錯綜(不整合)に、どう向き合えばよいのか?!これについて、改めて、論考を重ねてみたい!ただし、これについては、残念ながら?他ならぬ社会教育関係者の間でも、現実には、なかなか論議されないように思う?!ある意味、そこには、そういうことをしても、どうしようもないという受け止め方(諦観?)があるようにも思える?!

ちなみに、同誌は、今号で、創刊900号を迎えたということである(1946年『教育と社会』として創刊。1950年2月に『社会教育』と改題。75年に亘り、毎月、社会教育の情報発信を行うとともに不定期刊行物の編集発行や調査研究を行ってきたとある。) !それにしても、何と言う歳月の流れであろうか?途中、幾度か?危機?(発行元の変更等)もあったように聞いているが(直接目撃?したこともあった?)、オーソドックスな紙媒体の衰退(活字離れ)の中で、よくぞ、ここまで続いているものである?!お世辞抜きで、編集・発行関係者のご尽力(思い?)には、大いなる敬意を払いたい(発行部数や購読部数等の推移等については、私には、ほとんど分からないが?) !

ところで、この記念号の中に、「特別企画2：社会教育のエッセンスを抽出する」ということで、宇都宮大学(地域創生推進機構)のS教授の、「『法律にいう社会教育』概念の歴史的考察—教育基本法の改正前後の比較を基軸に置いた覚え書き—」という論稿があった。早速、それを読ませてもらったが、これについては、私自身も、その分野の関係者の一人として、長年、自分なりに受け止め、そこにある問題の提起も、人知れず?行ってきた!だから、興味もあったのである!

ただし、概念(定義)というものは、特に社会科学の分野においては、その人の社会観(価値観?人生観?)も大いに関わり、自然科学のような「統一性」や「客観性」が得られにくいということもあり、なかなか難しいものであるが、だからと言って、それぞれが、無秩序に(各自の恣意任せに→「学問の自由」の名の下に?)存在しているものではない(何のための「定義」か?ということにもなる!) ?とりわけ、「法律」のなかで取り扱われる場合は、なおさらである!明らかに、当該の「法律」によって、事態(現実)が規定されてくるからである!

以下、今回は、紙幅の都合もあり、その論稿の詳しい紹介は出来ないが(本当は、失礼ではあるが?)、それこそ、そのエッセンスを、私なりに受け止め、それを踏まえて、これまで、いろんなところ、いろんな形で披瀝してきたものを、これまた、そのエッセンスとして、ここに記しておきたいということである!多分?これが、私の、最後の主張だということでもある(遺言とまではいわないが?) ?!

(2) それぞれの「法律の目的」(思惑?)によって、その錯綜(不整合)は生まれてくる!

そこで、まず、小見出し(項立て)をみると(「はじめに」と「まとめ」を挟んで)、1. 「教育を受ける権利」という大前提(2小項目)、2. 「教育基本法にいう社会教育」概念の変化(6小項目)、3. 「社会教育法にいう社会教育」概念の基本的特徴(5小項目)、4. 「社会における教育」の方向性(2小項目)、5. 「文部省設置法にいう社会教育」概念の特徴(5小項目)、6. 生涯学習振興政策の影響(3小項目)、7. 1959年の社会教育法改正がもたらした影響(2小項目)、となっている。

そして、最後の「まとめ」として、「本稿の成果により、『法律にいう社会教育』は、教育基本法では『社会において行われる教育』、社会教育法では『学校の教育課程として行われるものを除いた教育活動』、文部省設置法では『社会人に対する教育』というように、多面的なことが確認できた。これらの概念は、真っ向から対立し矛盾するものではないけれども、ところどころにズレを孕^{はら}んでおり、その全体像については、いわば乱反射するプリズムのような様相をみせている。今後は、いわゆる『法律の建て付け(制定?)』等も含め、どのように整合を図るべきかについて、問題や課題を改めて整理すべきであろう。」とある。

「乱反射するプリズムのような様相」とは、まことに言い得て妙ではあるが、いくつかの論点や説明において、多少?私と認識(解釈)を異にするものもあったが、大方は、ここに示されたものは合意できるものであるし、「今後は、いわゆる『法律の建て付け』等も含め、どのように整合を図るべきかについて、問題や課題を改めて整理すべきであろう。」という投げ掛けは、まさに当為を得たものであろう?!ただし、そこに、少なくとも、本文には書かれてはいたが、「生涯教育」や「生涯学習」という用語や概念(定義)が絡まってくることは必定であり、それらを含めた問題提起であることは、おそらく間違いないであろう(また、それがなければ、意義が半減する?) ?!

ちなみに、現行の「文部科学省設置法」には、「社会教育」自体の定義がない(なくなっている)ということであるが(旧「文部省設置法」には、当然あった!「社会教育局」があったわけであるので!)、国の行政組織を規定する、当該の法律レベルでこういうことになっているわけであるので、「社会教育」自体の混迷があるのは、ある意味

必然ではある?!多少?穿った見方をすれば、そこでは、「社会教育」が「生涯学習」に置き換わっているとも言える?!すなわち、同法第3条には、「文部科学省」の任務として、「教育の振興」と「生涯学習の推進」が並置されている!なお、このことの問題点・課題等については、以前の論考で書いたことがあるので、それについては、それを参照していただければ幸いである(→私のHP上の論稿「教育協働への道59」:『教育協働』を実現するための『三つの提言』!急がれる法制度上の『整合化』!)

ただし、それは、残念ながら、それに関係するそれぞれの法律(憲法、教育基本法、学校教育法、文部科学省設置法等)にも原因があるのであり、独り「社会教育法」にだけ問題があるわけではない!強いて言えば、それぞれの法律は、その時々々の状況に応じた、そして、それはまた、それぞれの法運用者(法案策定の責任部署)の責任と必要を規定したものであるのもあるので、今日のような「総合的な解釈・運用」を前提としたものではない(かった)ということでもある!だから、それぞれの整合性といっても、ある意味「後付け的」な整合性ということになり、法改正ともなると、途方もない手順と事務作業が求められるということにもなる?!

ましてや、真に必要なのは、そうした、言わば表面的(形式的)な整合性ではなく、そこから生まれてくるメリットや目指すべき成果の実現である?!だから、一面では、そうした法操作ではなく、実体を導く「法解釈/運用」が求められるのもある(ある時期の「生涯教育/学習」理念・政策の登場の際に、その「概念定義」が敢えて?行われなかったのは、実は、そのためであると、私自身は捉えている!しかし、純粹に、法操作の難しさもあったことは事実であろうか?)!

(3) 改めて、その目指すべき「整合性の全体像」を示すと?!

ということで、改めて、それぞれの法律の目的(思惑?)によって、その錯綜(不整合)は生まれてくるということではあるが、やはり今、その錯綜(不整合)を是正しようとするならば、当然?、現行の「社会教育法」、の全面改定は必至である?!何故なら、まさに、現行「教育基本法」が謳う「第一条」(教育の目的)、「第二条」(教育の目標)、「第三条」(生涯学習の理念)、及び「第四条」(教育の機会均等)を実現させるためには、その抜本的修正が必要だからである!それは、くどいようであるが、何も、社会教育(行政)のため(だけ?)ではない!一方の「学校教育」にとっても、非常に意味のあるものだからである!

強いて言えば(まだまだこのように言わざるを得ないのが、かなり悔しくはあるが?)、「生涯学習社会の実現」に向けては、「学校教育」「社会教育」双方の連携・協力(「学社連携・融合」→「地域学校協働活動」→「教育協働」)は必然であり、その双方の位置づけや役割分担(真の意味で、それは必要!いつまでも、それが、曖昧模糊でいいということではいけない!)を明示することは、まさに時代の要請であるからである!「分かる人には分かる!」「やりたい(やれる)人がやる!」、決してそういうことではなく、まさしく「相応しい社会システム」として、それが実現されなければいけないのである(それが、「教育システム」なのでもある!)

そこで、改めて、その目指すべき「整合性の全体像」であるが、関係する用語(術語)の定義については、むしろ考えようによっては、容易であるとも言える?!何故なら、法技術的に、その用語(術語)の一本化、ないしは、それぞれの法律の制定目的に応じた形で、その体系化(文章による関係づけ)は出来るからである!

ちなみに、これまで、それが出来ていなかった本質的な理由は、法制定過程で、そのことの必要性を、関係者(直接には、法案策定の担当者)が意識していなかった?そしてまた、そのことを、周囲が頓着していなかった?ということかと思われるが(形式上は、そういうこと責任部署?である「内閣法制局」が、その問題点を指摘しなかった?否、出来なかった?)、まずは、その認識の変更が必要なのである!

考えてみると、まさに単純なこととなるが、同じ省に関わる法律(制定)で、定義(術語)が異なるということは、よほど、その法律の制定が軽んじられていなければ、通常はあり得ない?!ただ、事実上問題なのは、それまでにある(出来上がっている)不整合の実体?である、各関係条文の修正・変更を、どのようにすれば、最も効率よく実現できるかという、まさに法技術論的な問題(困難?)であったことは言うまでもない?!

だが、最早、そうした、言わば「小手先の修正・変更」だけでは、收拾がつかないことは明らかであり、長年の「憲法改正論議」(ただし、決して「9条論議」だけではない!)ではないが、思い切って、一度はやってみることが必要なのである?!私は、今、強くそのことを願っている!そうでなければ、相変わらず、一部の人達の、それなりのお祭り騒ぎ?で、幕を下ろすことになる?!そう思うのである!

末尾になるが、「社会教育法」自体は、やはり全面改定した方がよい!ただし、そこにおける、社会教育の定義(概念)自体は、現行のものでよい(定義づけの難しさを、それなりにクリアしている!しかし、表現そのものは、多少の変更は必要?)?!そして、それに基づいた(個別・具体化した)条文を、新しく創出、構造化していく!そこで大事なものは、「教育」は、「家庭教育」「学校教育」「社会教育」の三つの分野から成り立っていること、そして、特に「学校教育」と「社会教育」については、「生涯学習社会の実現」のために、「学校教育法」と「社会教育法」の両輪(合力)によって、それぞれが連携・協力(教育協働)していくということ、その基本を規定している「教育基本法」に明示するということである(ここがないから、結局は、混乱を招くのである!)!なお、「家庭教育」については、現行「教育基本法」にて、その意義・必要性が明確に規定されている(第10条)。